

福岡県公報

令和元年七月二十六日
第二十四号
増刊 ①

目次

規則 (第十五号・第十六号)

○福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

則 (児童家庭課) …………… 一

○福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

正について (人権・同和対策局調整課) …………… 一

訓令

○福岡県同和对策会議規程の一部を改正する訓令

(人権・同和对策局調整課) …………… 一

再掲

○福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

正誤 (福祉総務課) …………… 一

○水質汚濁性農業に該当する農業の使用規制に関する規則の一部を改正する規則 (平成三十一年福岡県規則第九号) 中正誤 …………… 一四

規則

福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年七月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十五号

福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 (昭和五十七年福岡県規則第三十号)

の一部を次のように改正する。

様式第一号中「及び就学支度資金の申請の場合は」を、「就学支度資金及び臨時児童共済資金の申請の場合は」の「特別」を「臨時」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年七月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十六号

福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則

福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例施行規則 (平成七年福岡県規則第六十九号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則

第一条中「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例 (平成七年福岡県条例第三十七号)」を「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例 (平成三十一年福岡県条例第六号)」に改め、「県内」を削る。

第二条中「第三条第二項」を「第十条第二項」に、「次に掲げる」を「特定の個人の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについての調査に協力する」に改め、同条各号を削る。

第三条第一項中「第五条」を「第十二条」に改める。

第四条第一項中「第六条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項第二号中

「資料の取扱いに関する」を「資料を適正に管理する」に改める。

第五条第一項中「第六条第三項」を「第十三条第三項」に、「及び指導助言」を「及び指導助言」に改め、同条第二項中「県内」を削り、「県公報へ掲載すること」を「県公報への掲載その他知事が適当と認める方法」に改める。

第六条中「第六条第四項」を「第十三条第四項」に改める。

第七条第一項中「第六条第四項」を「第十三条第四項」に改め、「当該通知を受けた者（以下「当事者」という。）」の下に「又はその代理人」を加え、同条第三項中「当事者」の下に「又はその代理人」を加え、第三項の次に次の一項を加える。

4 知事は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取の日時に出頭しないときは、改めて意見聴取の機会を与えることなく条例第十三条第三項の規定による公表をすることができる。

第八条中「当事者」の下に「又はその代理人」を加える。

第九条第一項中「第六条第四項」を「第十三条第四項」に改める。

第十条第二項中「総務部長」を「人づくり・県民生活部長」に、「教育次長」を「副教育長」に改める。

様式第一号から様式第八号までを次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

申 出 書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏 名

印

このことについて、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第12条の規定により申し出ます。

申 出 の 内 容	
関 係 資 料	

備考 申出の内容を証する資料その他の関係資料がある場合には、関係資料欄に資料名を記載するとともに、その資料を添付してください。

調査の発生を知った方からの申出の場合は、併せて調査の対象とされた方がこの申出に同意していることを証する書面を添付してください。

様式第2号 (第4条関係)

勸告書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 印

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第1項の規定により次のとおり
勸告します。

勸告の原因と なる事実	
勸告の内容	

様式第3号（第6条関係）

意見聴取通知書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事

印

次のとおり意見の聴取を行いますので、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第4項の規定により通知します。

予定される公表の原因となる事実	
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分から
意見の聴取の場所	

- 備考 1 意見の聴取の期日に出席して意見を述べ、資料を提出することができます。
- 2 意見の聴取の期日には、代理人を出席させることができます。この場合には、代理人選任届出書を提出してください。
- 3 やむを得ない理由がある場合は、意見の聴取の期日及び場所の変更を申し出ることができます。
- 4 意見の聴取に出席する場合には、この通知書を持参してください。

様式第4号（第7条関係）

意見の聴取期日等変更申出書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

氏名

印

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり意見の聴取の期日(場所)の変更を申し出ます。

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第4項の規定による通知の日付及び番号		年 月 日 第 号	
変更申出事項	変更前	期日	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更希望	期日	年 月 日 時 分から
		場所	
変更申出の理由			

様式第5号（第7条関係）

意見の聴取期日等変更通知書

第 号
年 月 日

殿

福岡県知事 印

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり意見の聴取の期日(場所)を変更したので通知します。

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第4項の規定による当初の通知の日付及び番号		年 月 日 第 号	
変更事項	変更前	期日	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	期日	年 月 日 時 分から
		場所	

様式第6号 (第8条関係)

陳 述 書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

氏名

印

次の意見の聴取について、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則第8条の規定により提出します。

<p>福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第4項の規定による通知の日付及び番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見</p>	
<p>そ の 他</p>	

様式第7号（第9条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏 名

印

私は、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第4項の規定により、次の者を代理人として選任し、意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第4項の規定による通知の日付及び番号	年 月 日 第 号
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者との関係	

様式第8号 (第9条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

氏名

印

私の代理人は、その資格を失ったので福岡県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則第9条第3項の規定により届け出ます。

<p>福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第13条第4項の規定による通知の日付及び番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>代理人の住所</p>	
<p>代理人の氏名</p>	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

福岡県訓令 第三号

福岡県教育委員会訓令第一号

本庁

出先機関

福岡県同和对策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年七月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県教育委員会

福岡県同和对策会議規程の一部を改正する訓令

福岡県訓令 第十六号

福岡県教育委員会訓令第三号

次のように改正する。

第五条第二項中「保健医療介護部保健衛生課長」を「保健医療介護部生活衛生課長」

に、「教育庁教育企画部社会教育課長」を「教育庁教育総務部教職員課長」に、「教育

庁教育企画部教職員課長」

庁教育振興部義務教育課長」を「教育庁教育振興部義務教育課長

教育庁教育振興部特別支援教育課長」

育振興部人権・同和教育課長」を「教育庁教育振興部人権・同和教育課長

教育庁教育振興部社会教育課長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年七月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十四号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則（昭和四十年福岡県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「市町村」の下に「（法第二条の二第一項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）」を加える。

第四条中「市町村長」の下に「（法第二条の二第一項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。）」を加える。

第十三条第二号中「その他の」を「その他」に、「公務員」を「機関」に改める。

第十八条第三項を次のように改める。

3 省令第六条第一項の規定により、扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金の支給を行ったときは、第十条第二項の救助従者台帳又は第十一条第二

項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

第二十条中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

別表第一救助総括班の項中「県下全域」の下に「（法第二条の二第一項に規定する救助実施市を除く。）」を加え、同表筑紫救助班の項中「福岡市の中央区、南区、東区及び博多区 筑紫野市」を「筑紫野市」に改め、同表糸島救助班の項中「福岡市の西区、早良区及び城南区 糸島市」を「糸島市」に改め、同表宗像・遠賀救助班の項中「北九州市 中間市」を「中間市」に改める。

別表第三の一の項(1)ア中「二四、一〇〇円」を「二四、四〇〇円」に改め、同項(1)イ中「一七、九〇〇円」を「一七、七〇〇円」に改め、同項(1)ウ中「一六、三〇〇円」を「一六、二〇〇円」に改め、同項(1)エ中「一五、〇〇〇円」を「一五、四〇〇円」に改め、同項(1)オ中「一六、三〇〇円」を「一六、五〇〇円」に改め、同項(1)カ中「二二、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改め、同項(1)キ中「二二、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改め、同項(1)ク中「二二、五〇〇円」を「二二、三〇〇円」に改める。

様式第九号裏面中「第45条」を「第32条」に改める。

様式第二十二号を次のように改める。

様式第22号（第21条）

救助業務に要した経費算出内訳

(災害名)

種 目 別 区 分			実 支 出 額			算定基準による算定額			備 考
			員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額	
I 救助業務に要した経費									
1 救 助 費									
(1)	避難所設置費	避難所	延	人		延	人		
		福祉避難所	延	人		延	人		
		ホテル・旅館など	延	人		延	人		
		計	延	人		延	人		
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅		戸			戸		
		借上型仮設住宅		戸			戸		
		計		戸			戸		
(3)	炊出しその他による食品の給与費	延	人		延	人			
(4)	飲料水の供給費								
(5)	被服、寝具その他生活必需品の給与費(貸)	全壊(焼)流出		世帯			世帯		
		半壊(焼)・床上浸水		世帯			世帯		
		計		世帯			世帯		
(6)	医療及び助産費	医 療	延	人		延	人		
		助 産	延	人		延	人		
		計	延	人		延	人		
(7)	被災者の救出費		人			人			
(8)	被災した住宅の応急修理費		世帯			世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯			世帯			
(10)	学用品の給与費	小学校児童	教 科 書	人		人			
			文 房 具 等	人		人			
		中学校生徒	教 科 書	人		人			
			文 房 具 等	人		人			
		高等学校等生徒	教 科 書	人		人			
			文 房 具 等	人		人			
	計		人			人			
(11)	埋葬費	大		人			人		
		小		人			人		
		計		人			人		
(12)	死体の捜索費		体			体			
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等		体			体		
		一時保存		体			体		
		検 案		体			体		
		計		体			体		
(14)	障害物の除去費		世帯			世帯			
(15)	輸 送 費								
(16)	賃金職員等雇上費								
2	実 費 弁 償 費		人			人			
3	扶 助 金		件			件			
4	損 失 補 償		件			件			
5	法 第 19 条 の 補 償								
II 救助事務に要した経費									
1 救助事務に要した経費									
2 法第20条第1項の求償に対する事務費									
合 計									

(注) 1 本表には、事項別明細書を添付すること。ただし該当のない項目については省略することができる。
 2 「備考」欄には、救助の実施につき特別基準を設定した場合は、その概要を記入すること。
 3 「算定基準による算定額」欄の金額は、常に「実支出額」欄の金額以下の金額となるものであること。
 4 救助の程度、方法及び期間について特別基準が認められた場合は、当該特別基準内容が「算定基準による算定額」となるものであること。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第四条及び別表第一の改正規定は、令和元年十月一日から施行する。

附則

正 誤

31・4・26	発行年月日
4088 増刊①	番公 号報
規則	種 類
9	同番 上号
1	ペー ジ
	上
○	下
11	行
	備 考
第一項	正
第二項	誤